

第2回草津市地球温暖化対策推進本部会議（R7.9.19開催）での主な意見および対応

No	意見、指摘事項	回答、対応方針
●公共施設への太陽光発電設備導入方針について		資料1、2
1	今後、小中学校における長寿命化改良事業との整合について、対外的にどう説明していくか、整理が必要である。（意見のみ）	
2	太陽光パネルのリサイクルの義務付けについて、政府は今後廃棄される太陽光パネルのリサイクルに要する費用を製造者・販売者に負担させる方向で法案を準備していたが、制度設計の枠組みが定まらず、見送りとなっている。将来的に、当該リサイクルの費用については所有者に求められる可能性があるもので、今後も注視いただきたい。（意見のみ）	
3	避難施設については建物強度の係数を国基準に基づき1.25倍にしている。法律的には1.0倍を確保すれば良いが、太陽光パネルを後から載せたとしても、避難施設は1.25倍の強度を下回らないよう計算を必ずしていただくようお願いしたい。（意見のみ）	
4	災害対策本部である市庁舎は優先順位から外されていることが気がかりである。温暖化対策としての必要性和避難所としての必要性は相容れない部分もあろうかと思うが、災害時の自立的な電源確保という観点で太陽光発電は大きなメリットであると考えてるので、引き続き危機管理課とも意見のすり合わせや調整をお願いしたい。（意見のみ）	
5	地域まちづくりセンターは指定管理施設であり、太陽光発電設備が追加されることにより、電気代の削減や維持管理業務の発生に伴う基本協定の変更が必要であれば、費用発生の有無にかかわらず、整理をお願いしたい。	整理させていただく。
6	隣保館も避難所であるが、導入順が他の避難所より後なのはなぜか。	導入順は基本的に、一時避難所→広域避難所の順で整理している。隣保館は、小規模ながら既に太陽光パネルが設置されていることから、他の避難所より導入順を後としている。更新の可否については、今後整理していきたい。